

継続

原議保存期間	10年(令和13年3月31日まで)
有効期間	一種(令和8年3月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)

庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁乙官発第8号
令和3年3月24日
警察庁次長

技能指導官に関する要綱の改正について(依命通達)

技能指導官制度については、「技能指導官に関する要綱の改正について(依命通達)」(平成24年8月7日付け警察庁乙官発第12号)に基づき実施してきたところであるが、この度、技能指導官の審査に要する事務の効率化を図るため、技能指導官に関する要綱を別添のとおり改正することとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、前記通達は廃止する。

命により通達する。

【継続措置状況】

初回発出日：平成27年6月23日

(有効期間：平成33年3月31日)

別添

技能指導官に関する要綱

1 目的

この要綱は、実務経験が豊富な都道府県警察職員の警察実務に関する卓越した専門的な技能又は知識（以下「専門的技能等」という。）を活用することにより、都道府県警察職員の専門的技能等の向上に資するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2 技能指導官の設置

技能指導官を置くことを必要とする都道府県警察の所属は、専門的技能等の種別に応じ、警視総監及び道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が定める。

3 技能指導官の行う職務

技能指導官は、命を受け、次に掲げる方法により専門的技能等に関し都道府県警察職員に対する指導を行うものとする。

- (1) 技能指導官又は専門的技能等の指導を受ける者が専門的技能等に係る職務を遂行しながら行われる教養
- (2) 学校教養等の集合教養
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、専門的技能等の種別その他の事情に応じ
適当と認められる方法

4 技能指導官に充てる職員

技能指導官は、原則として、45歳以上であり、かつ、当該専門的技能等に係る実務経験が15年以上の者であって、警察本部長が定めるところにより行う審査を経た者をもって充てるものとする。

5 技能指導官名簿の作成等

技能指導官を任命したときは、技能指導官名簿を作成し、及びその周知を図るものとする。ただし、専門的技能等の種別により周知を図ることが適当でない場合は、この限りでない。

6 その他

- (1) この要綱の実施に関する事務の総括は、警視庁及び道府県警察本部の教養

担当課において処理するものとする。

- (2) この要綱で定めるもののほか、要綱の実施のため必要な事項は警察本部長が定める。